平成２２年（フ）第９３号
京都府亀岡市大井町小金岐１丁目１番10号
債務者　沖野　文男
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
鹿児島県霧島市国分松木町22番24号　シルフィード302
債務者　池下　孝幸
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
北海道登別市桜木町２丁目７番地14　203、前住所北海道苫小牧市しらかば町６丁目16番15号　Ｍ’ｓＢＬＤ３階
債務者　芳賀奈緒枝（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第６２９号
盛岡市中野２丁目８番30号　コーポカマダ106号
債務者　齋藤　良平
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６９５号
岩手県遠野市上郷町佐比内22地割37番地１
債務者　石田スヱ子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６９８号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字上山５番地46
債務者　齊藤　明子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１２１号
山形県鶴岡市湯温海字湯之尻359番地13
債務者　秦　　祥一
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１２３号
山形県鶴岡市鼠ヶ関乙15番地
債務者　冨樫カネ井
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第６３８号
新潟市東区秋葉１丁目17番１号
債務者　中村　浜子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８０号
愛知県稲沢市矢合町寺浦3140番地　市営住宅矢合団地２―101
債務者　渡邊　道代
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５４３号
滋賀県守山市播磨田町1078番地の27
債務者　田中　陽子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２７号
京都府綴喜郡宇治田原町緑苑坂51―１、住民票上の住所京都府京田辺市松井ケ丘１丁目26番地14
債務者　宮城　　章
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１７号
京都市南区吉祥院中河原里南町８番地の１
オ二コーポ中川612号
債務者　山田　邦夫
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５３号
京都市左京区岩倉上蔵町72番地　栄荘202号
債務者　西田智津子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６９号
京都市山科区勧修寺東金ケ崎町41番地１　レオパレスＲＸ206号
債務者　吉川　浩幸
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２３号
京都市南区上鳥羽北島田町49番地
債務者　伊藤　誠一
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１７号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地14―205号
債務者　西　　里司
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係